（事業監理課の所掌事務）

第二十七条　事業監理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整に関すること。

二　建設工事の検査に関すること。

三　自衛隊の施設の保全に関する情報の管理に関すること。

（建築課の所掌事務）

第二十八条　建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　建築工事の施工の促進及び監督に関すること。

四　［略］

（土木課の所掌事務）

第二十九条　土木課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　土木工事の施工の促進及び監督に関すること。

四　［略］

（設備課の所掌事務）

第三十条　設備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　設備工事の施工の促進及び監督に関すること。

四　［略］

［項を削る。］

［条を削る。］

（地方防衛支局に置く課等）

第五十条　地方防衛支局に、次に掲げる課及び建設計画官（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）を置く。

総務課

会計課（東海防衛支局に限る。）

施設課（帯広防衛支局に限る。）

施設企画課（東海防衛支局に限る。）

業務課（熊本防衛支局に限る。）

周辺環境整備課（東海防衛支局に限る。）

［条を加える。］

（建築課の所掌事務）

第二十七条　［同上］

一・二　［同上］

三　建築工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。

四　［同上］

（土木課の所掌事務）

第二十八条　［同上］

一・二　［同上］

三　土木工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。

四　［同上］

（設備課の所掌事務）

第二十九条　［同上］

一・二　［同上］

三　設備工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。

四　［同上］

2　北関東防衛局の設備課は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事務（通信工事に係るものを除く。）をつかさどる。

（通信課の所掌事務）

第三十条　通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　通信工事の設計に関すること。

二　通信工事費の積算に関すること。

三　通信工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。

四　通信工事に関する調査及び研究に関すること。

（地方防衛支局に置く課等）

第五十条　地方防衛支局に、次に掲げる課及び建設計画官（長崎防衛支局を除く。）を置く。

総務課

会計課（東海防衛支局に限る。）

施設課（帯広防衛支局に限る。）

施設企画課（東海防衛支局に限る。）

業務課（熊本防衛支局に限る。）

周辺環境整備課（東海防衛支局に限る。）